

新型コロナウイルスによる災禍とリスクマネジメント —観光分野を中心として

戸 田 常 一

New Coronavirus Disaster and Risk Management:
Focusing on the tourism field

Tsunekazu TODA

国際観光ビジネス学科, 現代ビジネス学部,
安田女子大学

要 旨

新型コロナウイルスの我が国に流入して半年が過ぎた。ウイルスの感染拡大はわが国における様々な社会経済活動に大きな影響を及ぼした。政府や自治体は人の移動やイベント開業などの自粛を要請し、これにより旅行業、航空業、鉄道業、イベント関連業、宿泊・飲食業などは大きな打撃を受けた。なかでも中小規模の事業所の多い観光関連業界は深刻な事態に至っている。本稿は、検査や医療体制の限界から感染が拡大するリスクを「感染リスク」、企業倒産や失業などにより生活困窮者が生まれるリスクを「経済リスク」として捉え、これらのリスク発生と制御の視点から半年間の国内での対応を振り返って整理し、これをもとに感染リスクと経済リスクをともに視野においた観光分野のリスクマネジメントのあり方を考察する。

キーワード：新型コロナウイルス、社会経済活動、災禍、観光、リスクマネジメント

1. は じ め に

2020年の1月末に中国の武漢市で発症した新型コロナウイルスがわが国に流入した。その国内での感染拡大により多くの社会経済活動が影響を受け、なかでも観光関連産業の打撃はもっとも大きい。同ウイルスが日本において流入して以降、半年間の感染拡大とその対応、それによる社会経済に対する影響を整理しておくことは、わが国の観光再生を図るためにも不可欠と考える。鈴木(2020)は6月末までの国内外の諸事情を豊富なデータを取り入れてまとめ、農文協(2020)は4月中旬までの国内動向を年表形式で整理しているが、いずれも観光分野に焦点を充てたものではない。本稿においては、観光分野を中心として、ウイルスの感染拡大を「感染リスク」の増大、感染防止のための社会経済活動抑制による困窮者の増加を「経済リスク」の増大と捉え、この両者のリスクに着目しリスクマネジメントの視点からこの半年間の取組みを検証する。

図1にこの半年間の1日当たり感染確認数（以下、感染確認数）の推移を示す。この図はこの半年間に中国新聞に掲載されている都道府県別の感染確認数（累計）を6日の間隔を目安に区分し、各期間の感染確認の増加数を期間日数で割り込んで作成した。¹⁾ これまで大きな波が2つあり、4月中旬が1回目のピーク、8月上旬が2回目のピークとなっている。政府は1回目の感染拡大を防止するため、4月7日に緊急事態宣言を発令し、5月25日に同宣言を全面解除した。本稿においては、同宣言が発令されるまでを第Ⅰ期、同宣言が発言されて全面解除されるまでを第Ⅱ期、同宣言が全面解除されて以降を第Ⅲ期の3期間に分けてこの半年間の取組みを検討する。

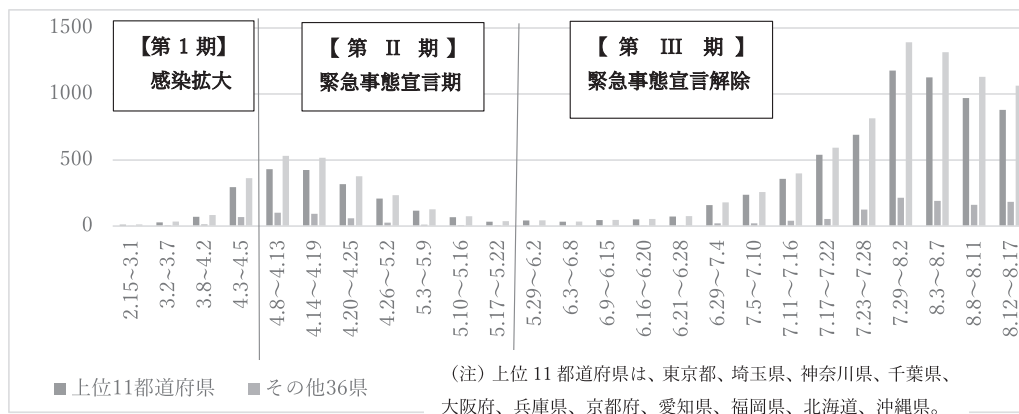


図1 わが国における新型コロナウイルスの1日当たり感染確認数の推移

2. 感染拡大期（第Ⅰ期：1月30日～4月6日）

この期間は、国内での感染拡大の初動期である。政府は感染を防ぐために水際対策を講じたが、結果として国内での感染の拡大をもたらした。

(1) 感染流入と水際対策

感染は次の3つのルートをつとめて流入したと推察される。

① 中国・武漢からの日本人帰国：「1月30日に中国の武漢から206人の日本人が帰国したが、そのうち13人が感染。全員にウイルス検査をして陰性の場合にも2週間は外出を自粛するように求めたが、3人は帰宅。」（中国新聞1.30、1月30日に掲載、以下同様）この時点では、政府は検査や宿泊を強制できず、政府は2月1日に新型コロナウイルスを感染症法に基づく「指定感染症」とする政令を施行し、これにより患者の強制入院や就業制限などの対策を可能とした。

② クルーズ船乗客乗員の帰国：ウイルス感染を検疫法上の「検疫感染症」に指定し、中国・香港から横浜に寄港したクルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス」に適用。検疫法に基づきクルーズ船の乗客乗員約3700人全員に14日間の船内待機が要請され、検疫が続行。その間、船内での感染拡大により、最終的には712人の感染者、13人の死者を出している。政府は3月1日にすべての乗客乗員の下船が完了したとは発表した。後日判明するが、「陰性と判断されて下船した乗客が、後に陽性と判明する事例が相次いでいる。また、下船した人には大きな行動制限をせず、帰宅には公共交通機関の利用を認めていた。」（中国新聞3.2）

③ 中国からの個人旅行者：「中国での感染者は2月1日には1万1,000人を超え、中国政府は海外への団体旅行等を禁止。これに対応して全日本空輸は中国線を運休。JTBも中国行きのツアーすべてを中止。」(中国新聞2.1)しかし、団体旅行等は訪日中国人の約4割にとどまり、残り6割近くの個人旅行者の来日は3月5日まで続いた。

この間、2月9日に日本感染症学会は国内で流行が起きることを前提にした対応を呼びかけている。その中でも、北海道大学の西浦博教授(感染症疫学)は「不顕性感染リスク」の可能性を指摘し、「新型コロナウイルスによる肺炎患者の2人に1人以上は、症状の出していない潜伏期間中の人から感染した可能性がある。潜伏期間中の感染を防ぐのは実質的に困難であるため、これが世界で感染が急速に拡大した一因とみられる。」(中国新聞2.9)と指摘している。このことは陽性患者の隔離だけで感染を封じ込めることは難しいことを意味する。

(2) 国内での感染拡大と政府の対応

国内での感染者拡大の様相が確認され、政府が対応を始めるのは2月半ばのことである。図2に示すように、4月に入ると大都市圏を中心として全国各地で新たに感染者が確認され、政府は水際対策重視から国内流行対策に方針を転換する。政府の対策は、高度専門知識を有する「政府・専門家会議」と、感染拡大の現場を守る自治体や全国知事会の要請に応える形で進められた。

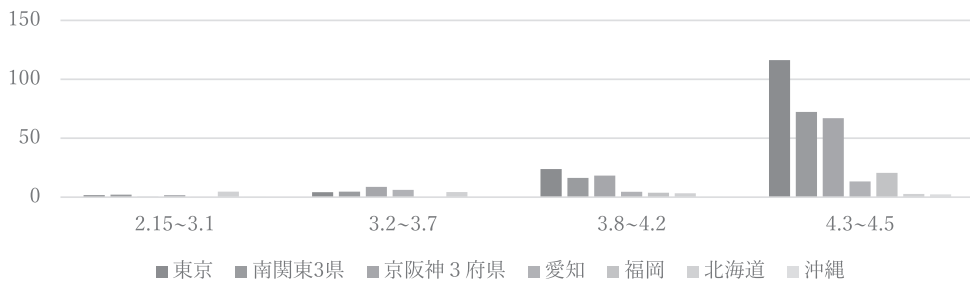


図2 第1期・1日当たり感染確認数の推移 (上位11都道府県の地域別比較)

① 政府・専門家会議の設置と取り組み：2月14日、政府は国内での感染拡大防止に向け、政府の対策本部への助言を担う「政府・専門家会議 (以下、専門家会議)」を設置した。専門家会議は感染症関連分野の専門家から構成され、この時期の政府の対応を大きく規定した一連の見解を提言している。政府はこれを受けて、企業や団体に時差出勤やテレワークを要請、全国的なスポーツやイベントの中止や延期、規模縮小を要請し、さらにはウイルス検査体制を拡充するために検査に保険を適用し、大学病院や民間の検査会社の参入を促した。

② 各自治体の取り組みや全国知事会の要請：感染対応の現場に近い各自治体の取り組みや全国知事会からの要請も政府の取り組みに影響を与えた。2月26日、感染が教育現場で広がるのを防ぐため、北海道教育委員会は道内全ての小中学校を1週間、一斉に臨時休校とするよう市町村教委などに要請した。この取り組みは政府に影響を与え、その翌日、安倍首相は対策本部会合で、3月2日から春休みに入るまで全国の小中学校、高校や特別支援学校を臨時休校する要請を表明している。続いて、2月28日、北海道の鈴木直道知事は感染拡大を受け、道民に対し「緊急事態宣言」を出し、飲食店やスポーツジムなどへの外出を控えるよう道民に呼び掛けた。また、3月

25日、東京都の小池百合子知事は、都内で新たに最多41人が確認されたことを爆発的な感染者の増加を防ぐ局面と認識し、週末の不要不急の外出自粛を都民に初めて要請した。これらの取り組みは「改正新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、新型コロナ特措法）」の制定と第Ⅱ期の始まりである政府による「緊急事態宣言」につながる。

③ 新型コロナ特措法の制定：政府は新型コロナウイルス感染症を暫定的に新型インフルエンザ等とみなすことにより、「新型コロナ特措法」を3月13日に制定し、14日に施行した。²⁾ この法律は外出や休業の要請につながる「緊急事態宣言」の発令だけでなく、水際対策の強化、航空機や船舶の運航制限の要請、医療者に対する医療行為実施の要請を可能とするものである。

(3) 政府の対応が観光業界に及ぼした影響

ウイルスの国内流入を抑止するため、政府は水際対策として、中国や韓国、欧州や米国からの訪日外国人の入国や日本人の出国を段階的に制限した。それにより国際的な移動を担う旅行業や航空業、クルーズ船業などが直接的な打撃を受け、訪日外国人の減少により国内の宿泊業や飲食業・小売業などにも大きな影響を及ぼした。また、国内のスポーツやイベント開催への制限からこれらの関連業界への影響も少なくない。これらの経済的な影響は、企業や事業所の経営業績の悪化を通じて雇用などの社会問題を引き起こす。この時期はその兆しが見られ始めた段階であり、政府の対応も始まったばかりである。表1に第Ⅰ期における観光業界に対する影響を示す。

表1 第Ⅰ期における新型コロナウイルス感染拡大による観光業界への影響

業界	影 響
(1)概況(観光庁)	2月の訪日外国人客が前年同月比58.3%減の108万5100人。中国はマイナス87.9%で過去最大。3月の訪日外国人客は前年同月比93.0%減の19万3700人。
(2)旅行業への影響 (日本旅行業協会)	旅行業者や代理店の主要業者が3月に取り扱う国内・海外旅行の金額は、前年同月比69%減の1441億円となると予測。4月も同規模の減収が予想される。
(3)航空業への影響 (定期航空協会)	国内の航空会社の2~4月の減収が3000億円に膨らむ。国際線の運休・減便が拡大、国内線も急激に減便の動きが広がっているため。3月の予約客数は国際線が前年の40%、国内線も55%の水準で低迷。
(4)旅客船業への影響 (日本外航客船協会)	クルーズ船の受け入れが多い国内上位10港の寄港キャンセルが2020年2~12月で少なくとも443回に上る。船会社がルートを変更、または就航を中止したため。
(5)宿泊業への影響 (観光庁)	2月に国内の旅館やホテルへ泊った外国人旅行者は前年同月比40.4%減の延べ492万人。3月には前年同月比49.6%減(観光庁「宿泊旅行統計」速報値)

3. 緊急事態宣言から解除まで（第Ⅱ期：4月7日～5月25日）

東京や大阪など大都市圏における感染数の急増を受けて政府は4月7日に緊急事態宣言を発令し、5月25日に全面解除した。この間での主題は政府や自治体による緊急事態宣言をもとにした感染防止の取り組みと「感染リスク」の低減、経済活動や雇用への打撃による「経済リスク」の増大、そしてその対応としての政府による「緊急経済対策」である。

(1) 緊急事態宣言の発令と感染リスクの低減

① 緊急事態宣言の発令：緊急事態宣言が出された4月上旬ごろの国内の感染状況は次のように報道されている。「国内の感染者が4月9日、1日当たりで最多の576人となり、累計では5000人を超えた。3月末以降は3日で1000人ほどのペースで増えており感染拡大の勢いが衰えない状況である。」(中国新聞4.10)

安倍首相は4月7日、政府対策本部の会合を官邸で開き、新型コロナ特措法に基づき緊急事態宣言を発令した。対象は感染拡大が顕著であった7都府県(東京、神奈川、埼玉、千葉、大阪、兵庫、福岡)であり、期間は5月6日までとした。緊急事態宣言によって対象地域となった知事において可能となる主な措置については注3を参照されたい。³⁾

② 緊急事態宣言の全都道府県への拡大：政府は4月16日、期間は同じく5月6日までとして、緊急事態宣言の対象地域を7都府県から全都道府県に拡大した。「東京や大阪を中心とする大都市圏に加え、地方都市での拡大が背景にあり、医療崩壊を防ぐには、大型連休中を含めた人の移動を全国一斉に抑える必要があると判断した」(中国新聞4.17)とされる。これに対し、全国知事会は政府に対し、旅行や観光を含め都道府県境を超える移動の自粛を徹底する必要があるとの緊急提言を出している。

③ 緊急事態宣言の期間延長：図3にこの期間における上位11都道府県の1日当たりの感染確認数を地域別に示す。宣言の期限とされていた5月6日の確認数をみると、東京都などでは1日50人以上が確認されており、政府・専門家会議の提言を受けて宣言は5月31日まで延長された。

④ 緊急事態宣言の解除：5月14日、専門家会議は、緊急事態宣言を解除する際は、(i) 感染状況、(ii) 医療提供体制、(iii) 検査体制、これら3項目を重視して総合的に判断すべきだとした。解除後に再び感染が拡大した場合に再指定する目安も示した。これらの基準のもと、政府は14日、特定警戒都道府県のうち茨城、石川、岐阜、愛知、福岡の5県と特定警戒以外の34県が対象として解除を初めて決定した。⁴⁾ 政府は25日に全面的に解除した。

これらの解除に対し、全国知事会は5月12日、政府に対して宣言を一部解除した場合でも、都道府県を超える移動をしないよう国民に呼び掛けるべきだと提言した。さらに、全国知事会は5月20日、緊急事態宣言が続く東京圏4都県、京阪神3府県について、解除の可否は圏域の一体性に十分配慮して検討するように要請している。

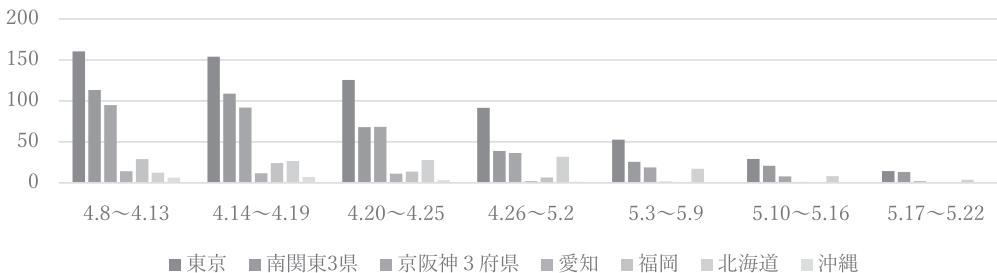


図3 第Ⅱ期・1日当たり感染確認数の推移 (上位11都道府県の地域別比較)

(2) 経済活動や雇用への影響

『緊急実宣言』による移動やイベント等の開催の自粛、店舗の休業要請などによつての観光関連業界に対する影響を表2に示す。さらに企業倒産や雇用状況の変化を表3に示す。これに見るように、雇用面に対する影響は4月以降に次第に厳しくなっている。

表2 第Ⅱ期における緊急事態宣言などの観光業界への影響

業界	影 響
(1)概況(観光庁)	4月の訪日外国人客は2900人、前年同月比99.9%減。
(2)旅行業への影響	旅行大手のHISは4月8日、本社や全国の263店舗を5月6日まで原則、臨時休業。緊急事態宣言が発令された7都府県でJTBが232店舗、近畿日本ツーリストが68店舗を5月6日まで原則臨時休業。
(3)航空業への影響	ANAホールディングス(HD)は2020年3月期連結決算の業績予想を下方修正。前期実績(1107億円)に比べ約76%減。
(4)鉄道業への影響	JR西日本は4月22日、山陽新幹線の先週末18、19日の利用客数が、前年同時期の週末と比べて93%減少したと発表。北陸新幹線は96%減。在来線の特急は95%減。
(5)宿泊業への影響	東京商工リサーチの4月30日時点の集計によると、新型コロナの影響で経営破綻した企業は109社。うちホテル・旅館など宿泊業は24社で最多。

表3 2020年における月別の企業倒産と雇用状況

月	①新型コロナウイルス関連倒産件数(件)	②正規雇用職員・従業員の休業者数(人)	③非正規雇用職員・従業員の休業者数(人)	④解雇や雇用止め人数(人)	⑤完全失業率(%)
3月	12	89	118	—	2.5
4月	71	193	300	384	2.6
5月	61	126	209	11,249	2.9
6月	94	83	99	13,150	2.8
7月	89	—	—	13,218	—

(注) ①は『東京商工リサーチ月別倒産状況』の各月末までの月別人数、②③は総務省『労働力調査』の月別人数、④は厚生労働省(ハローワーク)の各月末までの月別人数、⑤は総務省『労働力調査』、労働力人口の内完全失業者が占める割合

(3) 政府の緊急経済対策

①緊急経済対策のための調整

政府の緊急経済対策の「1次予算案」が4月7日に公表された(表4)。総額16兆8057億円である。その柱となるのは、雇用維持と事業継続のための雇用調整助成金と持続化給付金であり、生活困窮世帯のための特別定額給付金である。また、この1次補正案には、感染終息後の観光業の消費喚起策の予算として、1兆8482億円を計上されたが、これは最終決定ではなかった。

② 緊急経済対策としての第1次補正予算(最終案)の改定

安倍首相は4月15日、特別定額給付金として、国民1人当たり10万円の現金給付を困窮世帯への30万円給付と入れ替え、第1次補正予算が4月30日に確定する。歳出総額は25兆6914億円であり、補正予算として過去最大であった。全額を国債発行による借金で賄うとしている。

4. 緊急事態宣言解除後（第Ⅲ期：5月26日以降）

緊急事態宣言の発令により感染拡大は一時収束し「感染リスク」は減少したが、他方では移動と休業の自粛を求められたために中小企業を中心として「経済リスク」は増大した。このため、政府は企業や失業者の救済のために緊急経済対策を打ち出し、25兆円を超える第1次補正予算を組み、経済リスクの低減を図った。政府は、感染リスクを制御しながら徐々に社会経済活動を再開することを基本方針として示した。感染リスクと経済リスクをいかにバランスさせてマネジメントするかが第Ⅲ期においての主題である。

表4 緊急経済対策と2020年度第1次補正予算

主な事業内容	予算額	主な事業内容	予算額
(1)感染拡大防止・医療体制整備	1兆8097億円	(3)観光・消費支援 (旅行商品購入や飲食店やイベント支援)	1兆8482億円
①地方自治体への臨時交付金	1兆円		
(2)雇用維持・事業継続	(当初)10兆6308億円(変更)25兆6914億円	(4)強靱な経済構造の構築	9172億円
①【特別定額給付金】	(当初)4兆206億円：生活困窮世帯に30万円給付(変更)12兆8803億円：全国民に10万円給付	(5)予備費(今後の備え)	1兆5000億円
②【持続化給付金】	2兆3176億円：収入減の中小企業などへの給付金	総額	(当初)16兆8057億円
③【雇用調整助成金】	休業要請に応じた中小企業への特例措置		(変更)25兆6914兆円

(1) 国内感染の鎮静化と再拡大

政府は感染の鎮静化をふまえ、5月25日に緊急事態宣言を全面解除した。その後の1日当たりの感染確認数の推移を図3に示す。確認数は6月下旬ごろまで鎮静化した状況が続いているが、6月末ごろから増加し、その確認数は第1期の4月上旬のピーク時の確認数を大きく上回る。

6月15日、緊急事態宣言の全面解除から3週間を迎えた。この間、29県で新規の感染者報告数がゼロの日が続く一方、東京や北海道では持続的に患者が発生しており、収束の気配はない。「7月30日、新たに1305人の感染者が確認され、連日1000人を超えるとともに、過去最多を更新した。感染は都市部で衰えを見せず、全国的な拡大に歯止めがかからない状況」(中国新聞7.31)と報道されている。まさに、感染の「第2次波」の到来と言っても過言ではない。

(2) 感染鎮静化を前提とした政府による取り組み

① 社会経済活動の再開スケジュールの設定：政府は5月25日の緊急事態宣言の解除と同時に、感染の鎮静化を前提にした社会経済活動の再開スケジュールと緊急事態宣言によって打撃を受けた企業や家計に対する経済支援を発表している。再開スケジュールは、移動自粛の緩和、観光や大規模イベント開催などについて示された。

② 経済支援：6月12日、2020年度第2次補正予算が参院本会議で成立した。表5に主な内容を

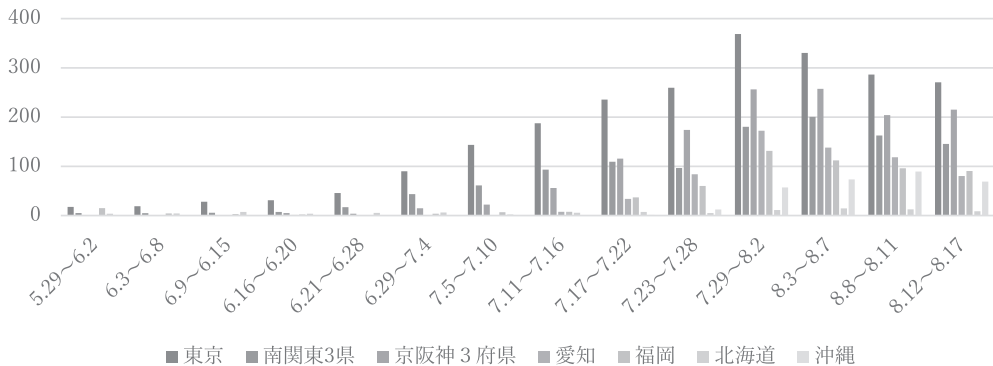


図3 第三期・1日当たり感染確認数の推移(上位11都道府県の地域別比較)

示す。歳出総額は補正予算として過去最大の31兆9114億円で、企業の資金繰り支援や家賃支援、医療提供体制の強化をめざす。また、今後の備えのために予備費として10兆円を確保している。

(3) 政府による取り組み

ウイルス感染は6月末ごろから感染確認数は大きく増加した。これ以降、政府は感染対策と経済再生に関連した様々な取り組みを行っている。

① 政府・専門家会議の見直し：6月17日、政府は感染症の専門家で構成する現在の専門家会議を廃止し、地方自治体首長や危機管理の有識者らも交えた分科会を閣僚会議の下に創設すると発表した。感染リスクと経済リスクとの両立を志向する政府の方針に沿った組織交替といえる。

表5 2020年度第2次補正予算と主な事業内容

事業内容	予算額	事業内容	予算額
(1)雇用調整助成金の拡充	4519 億円	①自治体向けの臨時交付金増額	2 兆円
(2)企業の資金繰り支援	11 兆 6390 億円	②持続化給付金の拡充	1 兆 9400 億円
(3)家賃支援給付金の創設	2 兆 242 億円	③ 低所得のひとり親世帯への給付	④ 1365 億円
(4)医療提供体制の強化	2 兆 9892 億円	(6)予備費	10 兆円
(5)その他の支援	4 兆 7127 億円	総額	31 兆 9114 億円

② 当初のプランの見直し：7月10日、政府は上述の分科会の了解のもと、大規模イベントの入場制限を緩和した。これまで無観客で開催していたプロ野球公式戦やサッカーJリーグは、5000人を上限に観客を入れて試合を開催する方針とした。この時点では、感染状況が大きく変化しなければ、プロスポーツやイベントの一律での人数制限は8月1日から撤廃する方針であった。しかし、7月22日、8月1日に予定した人数制限の緩和を9月1日まで延期し、さらに8月24日には9月末まで延期することを決定している。感染拡大に合わせた柔軟な対応と言える。

③ 当初プランの推進：観光支援事業「Go To キャンペーン」は、当初8月1日からのスケジュールを前倒して4連休前の7月22日から開始された。この事業は観光・飲食関連の支援をねらいとし、第1次補正予算において感染終息後を前提として計上された1兆8482億円が原資である。

事業は当初から必ずしも円滑に進まなかった。6月上旬、関連業者間の調整や事業実施のための業務を担う事務委託業者の公募に関連して準備は中断した。事務委託費用3000億円が過大との批判を受けて公募が中止され、公募方法も見直された。経済産業省と国土交通省、農林水産省が共同で事業を推進し、経済産業省が全体の取りまとめるとしていた事業を3省の所管事業ごとに分け、各省で委託業者を募集する方法に改められた。このうち、当初プラン通りに推進されたのは国土交通省による観光支援事業「Go To Travel」（事業費1兆3500億円）である。公募期限は6月8日から6月29日に延期され、委託費の上限は2294億円と減額されたが、入札の結果、1866億円で契約された。当初予算の事務委託費3000億円と比べると1134億円の節減である。

国土交通省の中で「Go To Travel」事業は観光庁により所管されるが、同庁は6月16日に事業の詳細を固めた。宿泊と移動がセットになったパック旅行に加え、日帰り旅行も割引し、支援分の3割は旅先の買物や飲食に使えるクーポンとして配り、地域消費を促す、という内容である。

一方、感染確認数は図7に示したように東京都だけで隣接した南関東3県や京阪神3府県を中心として再び増え始めている。これを受け、全国知事会は、「全国一律ではなく、近隣限定の旅行から始め、段階的に範囲を広げる」「感染状況を注視し、対象範囲を機動的に見直すべき」と提言している。この中で「東京都の小池百合子知事は政府に対して「実施時期や方法を改めてよく考えてほしい」と見直しを迫った。」（中国新聞7.16）これに対して政府は、予定していた「Go To Travel」事業の全国展開から東京都を除外し、7月22日より事業を開始した。確かに東京都においての1日当たり感染確認数は多いが、それと比較して隣接した南関東3県や京阪神3府県においての確認数は少なく、東京都だけを除き、事業を推進する積極的な理由は見出し難い。

ちなみに、同じ時期、「Go To キャンペーン」のうち、農林水産省が所管する「Go To Eat」事業（200億円）と経済産業省が所管する「Go To Event」事業（1198億円）等とともに感染拡大を踏まえて実施が延期されている。

5 考察と結語

本稿は、ウイルスの感染拡大を「感染リスク」の増大、感染防止のための社会経済活動抑制による困窮者の増加を「経済リスク」の増大と捉え、この両者のリスクを対象に過去半年間の感染拡大の事象と取組みを検証した。

このことを簡単な概念モデルを用いて確認する。図4は、社会経済活動を介して感染者数の増大と困窮者数の増大、すなわち感染リスクと経済リスクがトレードオフの関係にあることを説明している。この関係は図5に示す社会システム状態を表す曲線によって表される。感染リスクがない場合には原点から上に伸びる縦軸上で活動水準によって経済リスクは規定される。

感染が国内に流入して拡大した現在、社会システムは曲線A（現在の社会システム状態）にシフトしたとする。感染リスクと経済リスクを共に低減するためには曲線Aに沿っての活動水準の調整ではなく、感染リスクと経済リスクの間にある現在のトレードオフ関係から脱却することが求められる。ここで現在の社会システム状態を状態①とする。感染リスクを増やさずに経済リスクを低減させた新たな状態を状態②、経済リスクを増やさず感染リスクを低減させた新たな状態を状態③とするならば、状態②と状態③の間の曲線Bの区間こそが今後、志向すべき新たな社会

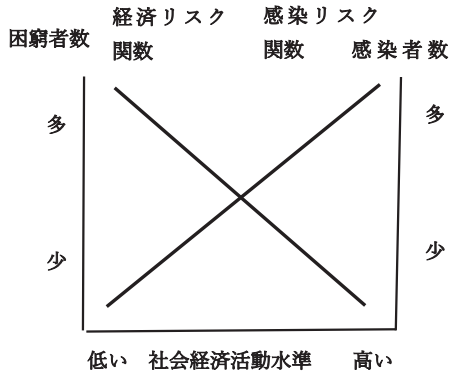


図4 感染リスク関数と経済リスク関

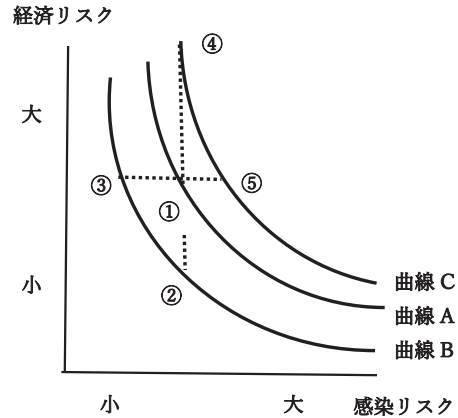


図5 感染リスクと経済リスクを見据えた社会システム状態と活動水準

システム状態と言える。この区間においては新たな社会システム状態のもとで、感染リスクと経済リスクを共に低減できる。すなわち、今後の方向性としてはまずは曲線Bの方向に向かって新たな社会システム状態を作り出し、その中で活動水準を適度に調整することが求められる。たとえ曲線Bの社会システムを実現しても状態②の右下あるいは状態③の左上に移行するような過度な、もしくは過小の活動水準になれば、どちらかのリスクが現在より増大することになる。社会システム状態が感染拡大により曲線Cに移行すれば2つのリスクを共に低減することはできない。状態④と状態⑤の間では2つのリスクは共に増大し、それ以外のところでもどちらかのリスクは現状より大きくなる。

以上の概念モデルを用いて現在推進されている「Go To Travel」事業への期待と懸念を述べたい。同事業は新たな社会システムに合った新たな観光様式により、感染リスクの増大無しに経済リスクの低減をねらうものと考えられる。すなわち、現在を状態①とすれば、状態②への移行を期待している。しかし、曲線Aが感染拡大によって曲線Cにシフトしていれば現状は既に状態⑤にシフトしており、経済リスクの水準は維持しているが感染リスクは増大する。また、新たな観光様式によって曲線Bを実現できていても、過度の活動水準の増大は状態②の右下、すなわち感染リスクを増大させる。そこで、今後の観光推進の方向としては、感染の拡大（曲線Cへのシフト）がないことの確認と新たな観光様式の徹底（曲線Bへのシフト）がまず必要であり、そのうえで適度な観光推進の水準を見極めることが重要と考える。

最後に、新型コロナウイルスは不顕性の感染リスクを有している。観光客も自らが訪れた観光地に感染拡大を起こすのではないかと懸念して旅行するのでは安心して楽しめるはずがない。徹底したリスク管理のもとで新たな観光様式を造り上げることが重要であり、さらには今後の観光再生がWith Corona時代においての新たな社会システムの構築につながることを期待したい。

注

1. 中国新聞掲載の新型コロナウイルス関連記事のスクラップ帖（半年分、全27冊）を作成した。
2. インフルエンザや新型インフルエンザの感染拡大については、石（2018）において詳しく紹介されている。また、新型コロナ特措法については内閣官房（2020）のウェブサイト参照されたい。
3. 緊急事態宣言を発令する根拠となる新型コロナ特措法においては政府行動計画と都道府県行動計画が作成されるが、都道府県知事は政府（内閣総理大臣）に対する行動計画の報告が義務づけられ、政府は政府行動計画に照らして知事に都道府県計画に対しての助言や勧告ができるとされている。このために現場を抱える自治体は政府との調整のために必ずしも臨機応変な対応ができない状況にある。
4. 「特定警戒都道府県」は、特に重点的な対策を講ずるとされる先行の7都府県（東京、神奈川、埼玉、千葉、大阪、兵庫、福岡）に加え、感染者が急増する6道府県（北海道、茨城、石川、岐阜、愛知、京都）の13都道府県が該当する。

参 考 文 献

- 石弘之（2018）『感染症の世界史』（角川文庫20752）KADOKAWA
- 鈴木喜生編（2020）『新型コロナはいかに世界を変えたか』（エイムック4651）榎（えい）出版社
- 戸田常一（2020）「コロナインパクトと「まちづくり」を考える」メルマガ『まちづくり広島』第47号、pp.3-4（<http://machizukurihiroshima.web.fc2.com/merumaga/merumaga46.pdf>、9月1日閲覧）
- 内閣官房（2020）「新型コロナウイルス感染症対策について：新型インフルエンザ等対策置法について」（https://corona.go.jp/news/news_20200405_19.html、9月1日閲覧）
- 農山漁村文化協会編（2020）『新型コロナ19氏の意見』（農文協ブックレット21）農山漁村文化協会
- 濱田篤郎（2002）『旅と病の三千年史—旅行医学から見た世界地図—』（文春新書283）文藝春秋
- 横張真・山崎嵩拓（2020）「コロナ禍は都市と都市計画をどのように変えるのか」『都市計画』Vol.69、No.5、pp.108-109.

〔2020. 9. 17 受理〕

コントリビューター：戸井 佳奈子 教授（国際観光ビジネス学科）

